

長野県市長会処務給与規則の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

長野県市長会の処務給与等について、準用している長野市の処務規則及び職員の給与に関する条例等との整合をとることにより、長野県市長会の事務運営の一層の円滑化を図る。

2 改正の内容

- (1) 事務局職員の職名に、「主査」を新たに追加し、「主任」を「主任主事」に改め、「書記」を削除する。
- (2) 事務局職員の級別職務分類表を改める。
- (3) その他字句の修正等所要の改正を行う。

3 施行年月日

平成 26 年 2 月 4 日

長野県市長会処務給与規則の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
第1条 (略) 第2条 局に事務局長を置き、その下に次長、主幹、主査、主任主事及び主事を置く。 第3条 事務局長は、上司の命を受けて局の所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 次長は、事務局長を補佐し、必要に応じその所管事務の一部を分担する。 3 主幹は、次長を補佐し、必要に応じその所管事務に従事する。 4 主査は、高度な所管事務に従事する。 5 主任主事は、所管事務に従事する。 6 主事は、上司の命を受けて分担事務に従事する。 第4条 職員の職務については、<u>長野市処務規則（昭和41年長野市規則第6号）</u>を準用する。 第5条 給与については、<u>長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）</u>及び<u>長野市職員の給与に関する規則（昭和41年長野市規則第29号）</u>を準用する。 ただし、事務局長については、<u>定期昇給を行わないこと</u>ができる。	第1条 (略) 第2条 局に事務局長を置き、その下に次長、主幹、主任、主事、書記を置く。 第3条 局長は、上司の命を受けて局の所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 次長は、局長を補佐し、必要に応じその所管事務の一部を分担する。 3 主幹は、次長を補佐し、必要に応じその所管事務を分担するとともに<u>所属職員を指揮監督する</u>。 4 主任は、<u>所管事務を掌理する</u>。 5 主事、書記は、上司の命を受けて分担事務に従事する。 第4条 職員の職務については、<u>長野市処務規則</u>を準用する。 第5条 給与については、<u>長野市職員の給与に関する条例及び規則</u>を準用する。 ただし、事務局長については、<u>定期昇給を行わないこと</u>ができる。

第6条 給料表に定める職務の級の基準となるべき標準的な職務の名称等は、別表に掲げるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則の一部を改正する規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月4日から施行する。

別表（第6条関係）

職員の級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の名称等
1級	主事の職務
2級	主事の職務のうち知識経験が高度のもの
3級	主任主事及び主査の職務
4級	主幹の職務
5級	主幹の職務のうち知識経験が高度のもの
6級	次長の職務
7級	次長の職務のうち知識経験が高度のもの
8級	事務局長の職務
9級	事務局長の職務のうち知識経験が高度のもの

第6条 給料表に定める職務の等級の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表に掲げるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則の一部を改正する規則は、昭和53年10月1日から施行する。

別 表

職員の職務の等級分類基準表

職務の等級	標準的職務
1等級	事務局長の職務
2等級	次長の職務のうち知識経験高度のもの
3等級	次長の職務および主幹の職務のうち知識経験高度のもの
4等級	主幹および主任職務のうち知識経験が高度のもの
5等級	主任の職務
6等級	主事の職務
7等級	書記の職務

長野県市長会処務給与規則

第1条 事務局の事務処理及び職員の服務給与等については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2条 局に事務局長を置き、その下に次長、主幹、主査、主任主事及び主事を置く。

第3条 事務局長は、上司の命を受けて局の所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、必要に応じその所管事務の一部を分担する。

3 主幹は、次長を補佐し、必要に応じその所管事務に従事する。

4 主査は、高度な所管事務に従事する。

5 主任主事は、所管事務に従事する。

6 主事は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

第4条 職員の服務については、長野市処務規則（昭和41年長野市規則第6号）を準用する。

第5条 給与については、長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）及び長野市職員の給与に関する規則（昭和41年長野市規則第29号）を準用する。

ただし、事務局長については、定時昇給を行わないことができる。

第6条 給料表に定める職務の級の基準となるべき標準的な職務の名称等は、別表に掲げるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則の一部を改正する規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規則の一部を改正する規則は、平成26年2月4日から施行する。

別表（第 6 条関係）

職員の級別職務分類基準表

職務の級	標準的な職務の名称等
1 級	主事の職務
2 級	主事の職務のうち知識経験が高度のもの
3 級	主任主事及び主査の職務
4 級	主幹の職務
5 級	主幹の職務のうち知識経験が高度のもの
6 級	次長の職務
7 級	次長の職務のうち知識経験が高度のもの
8 級	事務局長の職務
9 級	事務局長の職務のうち知識経験が高度のもの